

2019年12月26日

国立大学法人金沢大学
学長 山崎 光悦 様

金沢大学教職員組合
執行委員長 市原 あかね

2019年人事院勧告への対応に関する申入れ

金沢大学教職員の給与水準について、「2019年8月7日の人事院勧告を最低水準として、これを上回る教職員の給与水準の改善を図ること」を要求しておりますが、対応について未だ回答がないため、改めて申し入れます。

記

1. 2019年8月7日の人事院勧告を最低水準として、これを上回る教職員の給与水準の改善を図ること。

2. 住居手当については、不利益変更が生じないよう配慮をすること。

(趣旨)

住居手当を人事院勧告通りに改訂した場合、家賃が12,100円以上59,000円未満で、最大で4,000円の減額となりますが、金沢市および近隣地域の居住形態や住宅価格を鑑みると、主として若年層が減額の影響を受けると推測します。

一方、人事院は30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について給与引上げを勧告していますが、本学の場合は、給与引上分が住居手当減額で相殺されるか、減額の方が大きくなる場合が相当数あると推測します。これでは、若年層の給与引上げの考え方に矛盾することになります。

既に組合から要求しているとおり、不利益変更することなく、人事院勧告を最低水準として、これを上回る給与水準の改善を図ることを改めて求めます。

以上